

指定居宅介護支援事業所 運営規程

ケアプランセンターひのき

運営法人名：NPO 法人ひのき

所在地：佐賀県佐賀市新中町 8-20

第1条（事業の目的）

NPO 法人ひのき（以下「法人」という。）が開設するケアプランセンターひのき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。
- 2 利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- 3 特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等との連携に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地）

名称 ケアプランセンターひのき

所在地 佐賀県佐賀市新中町 8-20

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- 1 管理者 1名（主任介護支援専門員 常勤）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 2 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

営業日 月曜日から金曜日とする。ただし12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前9時から午後6時までとする。

第6条（居宅介護支援の提供方法）

- 1 利用者又はその家族からの相談を受ける。
- 2 課題分析（アセスメント）を行う。
- 3 サービス担当者会議を開催する。
- 4 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。

- 5 実施状況の把握（モニタリング）を行う。
- 6 必要に応じて居宅サービス計画の変更を行う。

第7条（利用料その他の費用の額）

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護保険法の定めによるものとする。
- 2 通常の事業実施地域を超えて訪問する場合の交通費は実費とする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は佐賀市とする。

第9条（事故発生時の対応）

事故が発生した場合は速やかに市町村及び関係者へ連絡し必要な措置を講じる。

第10条（苦情処理）

苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、国民健康保険団体連合会の調査に協力し必要な改善を行う。

第11条（個人情報保護）

職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

第12条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置、指針の整備、委員会の設置及び従業者に対する研修の実施等必要な措置を講じる。

第13条（身体拘束の禁止）

事業所は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

第14条（感染症対策）

感染症の発生及びまん延を防止するため委員会の設置、指針整備及び研修の実施等必要な措置を講じる。

第15条（業務継続計画）

感染症や災害発生時も事業継続ができるよう業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施する。

第16条（ハラスメント対策の強化）

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 17 条（記録の保存）

指定居宅介護支援に関する記録は、完結の日から 5 年間保存する。

第 18 条（その他運営に関する重要事項）

その他必要な事項は管理者が定める。

附則

この規程は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。